

## 税務規則のアップデート

### 新 VAT 法の重要点

確定申告での移転価格の開示

納税者の10業種のベンチマーク

非課税奨学金

貸倒債権費用

プロモーション費用

建設サービスに関する規則の変更

情報交換

サービスの支払いのグロス価格

政府負担の所得税21条の労働者

21/26条月次税務申告



### 新改定 VAT 法

待望の VAT 法の改定が、2009年9月中旬の国会承認に引続き、2009年10月15日大統領により署名され法制化されました。

2009年法律第42号で規定されている改定は1983年 VAT 法(1983年法律第8号)の3度目の改定です。導入された変更点は2010年4月1日に施行されます。今回のタックスインサイトでは、この改定で導入された主な変更点の要約をご紹介します。

# 新 VAT 法の重要点

- ▶ **無形課税品及び課税サービスの輸出**は0率の VAT の対象となります。法律は、無形課税品の輸出をインドネシアからの無形財のインドネシア外での使用と定義しております。サービスの輸出はインドネシア外へ提供される課税対象サービスの活動と定義されています。財務省(MOF)はサービスの輸出として分類される活動の区切りとサービスの種類を提供する権限を与えられています。
  - ▶ **シャリア金融契約**の下での課税対象商品の引渡しはベンダーから最終消費者への商品の引渡しとみなされます。従って、新 VAT 法はシャリアに基づく銀行／金融機関は商品の引渡しではなく、取引において財務援助を提供していると認めると考えられます。
  - ▶ **合併、企業結合、拡張、分割及び買収**に関連する課税対象商品の移転は今後 VAT 取引とはみなされません。しかしながら、法律は免除が適用されるケースを資産を移転及び受領する企業が VAT 対象企業である場合に限定しています。従って、規則は資産を移転もしくは受領する企業のどちらか一方もしくは双方が非 VAT 対象企業の場合には類似移転の VAT を網羅していないようです。
  - ▶ 駐車場レンタルサービス、コインを使用する公衆電話サービス、郵便為替サービス(“*wesel pos*”)、及びケイタリングなどの **VAT が免除される追加サービス**が導入されました。非課税サービスは、また金融サービスを含むように拡張されました。これは従来の銀行業免除規定から非 VAT 課税対象サービスの範囲拡大と見られます。免除認定される金融業は資金調達、及び資金回転、shariah 金融(ファイナンシャルリース、ファクタリング、クレジットカード、及び消費者金融)を含むファイナンシャルサービス、引受、及び抵当を含みます。
  - ▶ 旧 VAT 法と比べると、新 VAT 法は VAT が免除される商品のリストをより詳細な形で提供しています。
  - ▶ 法律で記載されている取引を行う VAT 対象企業を除き、**VAT の還付**は会計年度末にのみ申請することが可能です。これらは、(有形／無形課税対象商品、及び／もしくは、課税対象サービスの)輸出業者、VAT 徴収企業と取引を行う企業、VAT が徴収されない課税対象商品、及び／もしくは、サービスの引渡しに従事する企業、及び、製造開始前の企業を含みます。加速還付は、低リスク事業と認定された企業に適用されます。もし税務調査によって還付請求できる VAT の金額が減額された場合は、超過還付に対して月額 2% のペナルティーが課されます(現行 VAT 法の下での過剰還付の 100%とは異なります)。
  - ▶ VAT 対象企業は**生産開始前の段階**で、ベンダーから請求される VAT (インプット VAT) から前払税額控除を受けることを認められています。これは資本財のみに限定されており、生産開始前段階での課税対象サービスや資本財以外の課税対象商品の購入に対するインプット VAT は税額控除を申請できません。
- インプット VAT は翌事業年度への繰越もしくは還付請求の前払い VAT として請求されます(上記参照)。過払 VAT の還付を請求することを選択した場合、インプット VAT を請求した月から 3 年以内に VAT 対象商品の生産に失敗した場合ただちに、納税者は還付された過払 VAT を政府に返還しなければなりません。
- ▶ 新 VAT 法は下記のとおり、税務インボイスを発行するタイミングに関する条項を含んでおります。
    - a. 課税対象商品／サービスが提供された時
    - b. 支払いが引渡しより前に受領される場合は、支払いの受領の時点
    - c. 仕事が進行基準で提供される場合、分割払い(*termijn*)の受領時
    - d. 財務省規則に定められたその他の時点
  - ▶ 新 VAT 法は簡単な税務インボイスの発行に関する条項を含んでおりません。従って、全ての税務インボイスは、現在、法で記述されている形式要件に従って発行される必要があると思われる。
  - ▶ 当初の状態では、VAT は各事業拠点毎に支払い及び申告されなければなりません。従って、多くの事業拠点を有する会社は各事業拠点毎に VAT 債務の申告と支払いをしなければなりません。現行の VAT 法の下では納税者が VAT の集中化を適用する場合には承認が必要ですが、新 VAT 法の下では VAT 対象企業が国税総局(DGT)に書面による通知を提出することのみで1つの事業拠点での VAT の申告及び支払いの集中化を選択することができます。
  - ▶ **VAT 申告**は関連する未払税金の支払いを事前に行ったうえで、申告月の翌月末までに提出されなければなりません。
  - ▶ 新 VAT 法は、VAT の支払いの証明を提示できない場合、課税対象商品の購入者、もしくは課税対象サービスの受領者に VAT の支払いの連帯責任を負わせる、連帯責任方式(“*tanggung jawab renteng*”)を再採用します。同様の規則が旧国税通則法(KUP)で規定されておりましたが、2007年通則法改定で無効にされていました。
  - ▶ インドネシアで課税対象商品を購入し、購入に際し VAT を支払う非居住者は一定条件を満たすことで、今は VAT の還付を申請することが可能です。
  - ▶ 奢侈税の最高税率は 200% となります。(現行の VAT 及び奢侈税のレートは 75% です)
  - ▶ 法律の条項は 2010 年 4 月 1 日より有効となります。

## 確定申告での移転価格の開示

国税総局通達39/PJ./2009号で記述されているように、国税総局は2009会計年度から使用される新しい法人税確定申告書の書式(フォーム 1771)を導入しました。新しい書式は、納税者が一定取引に関与する関連会社の身元、税務者番号、取引の種類、関連会社の事業活動、及び納税者によって採用されている価格算定方法の提供をすることを求めています。

更に、新書式のフォーム1771とその付随資料は法人税確定申告での関係会社取引に関する開示要件を増やしています。新書式の確定申告の付随資料では、納税者が使用した独立企業間価格を裏付ける産業及び機能分析、及び比較分析が実施されたか否かの納税者からの確認が求められています。これらの開示要件は前会計年度のものよりも煩雑です。

## 納税者の 20 業種のベンチマーク

国税総局は最近、地方税務署長及び税務署長宛に回状を発行しました。2009年10月5日付け回状 SE-96/PJ/2009 号は特定産業に対する国税総局によって用意されたベンチマーク調査を提供しています。調査には、特定商品の製造、特定商品の小売、及び/又は、卸売業、及び不動産業等の20業種が含まれています。ベンチマーク調査は2005年度から2007年度の期間を対象としています。

調査は財務結果の適正性や、納税者の税務コンプライアンスを税務署が判定する際の補助ツールを提供することが期待されています。もし納税者の財務結果が当該調査で明らかにされた指標から乖離していることが判明した場合には、地方税務署による更なる精査プロセスが実施される旨が回状に記載されています。

調査に利用されている指標は総利益率、経常利益率、税引前利益率、売上高に対する法人税率、純利益率、配当支払率等の収益率水準に関連するものです。

ベンチマーク調査の税務署員による使用の更なる指針が回状の添付資料で提供されています。

## 非課税奨学金

非課税とみなされる奨学金項目の改定が2009年9月30日発行の財務省規則(財務省規則 246/PMK.03/2008を改定する財務省規則 154/PMK.03/2009号)によって規定されています。2009年の財務省規則は税務免除が認められている奨学金は公式及び非公

式の教育プログラムを含む旨を明確にしています。また、2009年規則は税務免除がインドネシア内、及び/または、外で行われる教育を含む旨を明確にしています。

## 貸倒債権費用

2009年6月に貸倒債権の税額控除申請の行政指針を提供する規則が財務省より発行されました。規則は2009年1月1日より遡って有効となります。

上記に関連する何点かの管理上の詳細は下記の通りです。

規則は貸倒の債権放棄の税額控除申請の前に下記の条件を満たしていることを求めています。

- ▶ 債権放棄される不良債権は債務者によって収入として認識されている。
- ▶ 債務者名と債権放棄される金額のリストが国税総局に提出される。
- ▶ 債権回収のための控訴が、公営裁判所、または公的債権を取り扱う政府機関になされている。あるいは、納税者が一般のもしくは特別の出版物で不良債権を公表する、もしくは該当債務者から不良債権放棄の認証状を入手する。

- ▶ 規則は、一般及び特別の出版物の用語の更なる詳細を規定しています。一般出版物は全国紙、雑誌、もしくはその他の印刷媒体への発表を含むと定義されています。特別出版物は国営銀行協会(Himpunan Bank-Bank Milik Negara)、地場民間銀行協会(Persatuan Bank Bank Swasta Nasional)、及び/または、インドネシア中央銀行(バンク インドネシア)の刊行物が含まれると定義されています。
- ▶ 所得税法6条ポイント1.hで要求される債権放棄される不良債権リストは不良債権の金額のみならず、債務者の名前、納税者番号、住所の詳細も提供しなければなりません。
- ▶ 債権放棄を立証するための法律書類は訴訟出願書のコピー、公証人によって法的認証を得た債権放棄合意書のコピー、一般的、及び/もしくは、特別出版物で発表のコピーもしくは、債権放棄に対して債権者が合意したという債務者からのレターのコピー

上記で示されている第一の条件(債権放棄される不良債権は債務者によって該当年度の収益として計上されていなければならない)は、債権放棄が会計上損益計算書において費用として既に計上されているという2008年所得税法改定(6条1.h)の意図をおそらく超えている条件です。

上記の書類が法人税確定申告書と一緒に提出されることが重要です。

また、新財務省規則によると、関連会社からの不良債権は損金参入できません。

規定されている通り、もし不良債権が小規模債務者に関連している場合は上記の条件は適用されません。しかしながら、それらの小規模債務者の不良債権は名前、納税者番号、住所及び不良債権の金額のリストによって証明されていることが必要です。

# 促進費用

新改定所得税法は販売促進費の損金参入に関連する特別条項を提供しています。これに引き続き、この類の損金参入を更に規定するため2009年6月10日付け財務省規則 PMK 104/PMK.03/2009号が発行されました。

この規則に含まれる産業はタバコ及び製菓産業です。

規則は損金参入として申請されるために費用が下記の性格を示すことを要求しています。

- ▶ 販売促進のため
- ▶ 合理的に発生している
- ▶ 産業において商慣習に基づいて発生した費用である
- ▶ 商品、金銭、サービスもしくは便宜の形をとっている
- ▶ 他の団体からの便益

更に、タバコ産業の企業から発生した促進費用は下記のように売上に対する割合で上限が設定されています。

売上 (IDR)	販売促進費の上限
<=5000 億	売上の 3%で上限 IDR100 億
>5000 億— 5 兆	売上の 2%で上限 IDR300 億
>5 兆	売上の 1%で上限 IDR1,000 億

製菓産業に関しては、促進費の最大控除額は IDR250億で総売上の2%までです。

タバコ及び製菓産業の促進費は製造者、メインディストリビューター及び単一輸入業者のいずれかによって一回のみ控除申請することができ、製造者に優先権があります。

もし販売促進目的で商品サンプルが配られた場合、損金参入金額は商品原価となります。

受領者の身元を含むリストが費用控除を裏付ける資料として要求されます。

この規則は2009年1月1日から遡って適用されています。税額控除申請の詳細な手続きは国税総局規則によって更に規定されます。

# 建設サービスに関する規則の変更

2008年7月に、政府は全ての建設会社はファイナルタックスの対象になるという旨を規定する建設サービスに関する規則[政令 2008年51号]を発行しました。要約すると、この規則以前は、政令 2000年 140号によって、ファイナルタックスは最大 IDR10億の契約金額を持つ特定の認定小規模建設業者のみにファイナルタックスが適用されていました。

2009年6月、インドネシア政府は政令2008年51号を改定する政令40号を発行しました。この改正は2008年8月1日(政令2008年51号の施行日)に遡って有効となります。

政令2009年40号は政令2008年51号に適用される移行規定の変更を規定しています。

- ▶ 2008年8月1日以前にサインされた契約及び2008年12月31日以前に行われた契約の支払いもしくは契約の一部の支払いに関しては、政令2000年140号が契約の課税決定の基礎として引き続き適用されます。従って、建設業サービスは下記の適用対象となります。
  - サービス受領者が源泉者として認定されている場合、所得税法2000年17号の23条源泉税。もし受領者が源泉者でない場合、建設会社はファイナルタックスではない、月次予納の支払いの継続を求められます。
  - 小規模建設会社に認定されているおり、契約規模が IDR10億を超えていない建設サービス提供者の場合は、4条(2)の源泉徴収税。これはサービス受領者(源泉者と認定されている場合)によって控除されます。もし、源泉者として認定され

ていない場合、所得税は建設会社自身によって支払われます。

- 政令2000年150号で提供されている税率が適用されます。

- ▶ 上記の規則は(一括や分割等の契約の支払い日には関係なく)完成工事案件の引渡し日が2008年12月31日、もしくはそれ以前にサインされた場合は、2008年8月1日以降にサインされた契約にも適用されます。もし引渡し日が2009年1月1日もしくはそれ以降に行われる、もしくは完成案件引渡しに関するサインがない場合、建設サービスからの収入はファイナルタックスの対象となります。

- ▶ 2008年8月1日以降にサインされた契約は政令51号の対象となります。

政令2009年40号は2008年8月1日より遡って適用されます。従って、企業は現在適正ではない政令2008年によって規定されている規則を適用することが可能です。

これを会計処理するために、財務省はこの程、この政令2009年の規則に従った、政令2008年の下で行われる税務申告、及び/又は、支払いの改定の事務手続きを発行しました。これは2009年9月29日付け、財務省規則 153/PMK.03/ 2009号(政令2008年51号の実施規則である財務省規則 187/PMK.03/ 2008号の改定を提供しています)によって提供されています。

# 情報交換

2009年5月25日付け国税総局回状 SE-51/PJ/2009 号は租税条約に含まれている、情報交換(EOI)条項を利用する国税総局の内部手続きを規定しています。

EOIはインドネシアと条約相手国の税務署が租税条約の条項と租税条約でカバーされる税金に関する国内法を実行するために必要な情報の交換を認めています。

## サービスの支払いのグロス価格

所得税法23条の下での源泉税の課税基礎の決定に関する納税者からの各種質問に回答する形で、2009年5月25日、国税総局から回状(SE-53/PJ/2009 号)が発行されました。

レターは、総収入は給与の支払、材料の購入、第三者(支払代行として)、への支払い及び払い戻し費用を除く、収入の合計額で示されると規定しています。

それは、税務調査、異議申し立てもしくは税務裁判の過程で、租税回避もしくは租税条約悪用の兆候のために税務署、地方税務署、もしくは国税総局がEOIを使用できる旨を規定しています。

この規則はケータリングサービス、及び／又は、所得税法4(2)条の源泉税の対象となるその他のサービスには適用されません。

## 政府負担の所得税21条の労働者

2009年7月7日、国税総局は財務省規則 49/PMK.03/2009 号で既に改定されている財務省規則 43/PMK.03/ 2009 で提供されている税務刺激策の実施の明確化のための回状 SE-64/PJ/2009 号を発行しました。

税務刺激策(政府による所得税21条の負担)は、刺激策で認定された特定の事業分野の事業主のために働いている、月5百万ルピアを越えない範囲で非課税所得以上の給与の従業員に対して提供されました。2009年7月より税務刺激策を適用するためには従業員が納税者番号を保有している必要があります。

レターにて、刺激策の恩恵を受けるよう意図されている従業員は、下記を含みます。

- ▶ 本店が特定事業に認定された支店の労働者
- ▶ 税務刺激策に認定されている事業主に派遣されている委託会社の労働者
- ▶ 税務刺激策で認定されている会社に徴収サービスを提供している事業主の労働者

刺激策で認定された事業主は、回状に明記された雛形で、声明書を作成し、該当月次税務申告と共に提出する必要があります。

## 21/26条月次税務申告

月次従業員源泉税の新しい書式が、源泉税の支払および申告の詳細も規定している国税総局規則 32/PJ/2009 号によって提供されました。

この書式は年次ベースの従業員源泉税の申告の要件の取り消しに適応しています。従って、規則は正規従業員用の源泉税書式(フ

ォーム 1721A-1)は12月(暦年の最終)の月次源泉税申告で提出される旨を規定しています。フォームは以前、年次源泉税申告に添付されていました。

# プロフェッショナル チーム(連絡先)

Robert Darmadi  
Tel: +62 21 5289 5004  
[robert.darmadi@id.ey.com](mailto:robert.darmadi@id.ey.com)

Ben Koesmoeljana  
Tel: +62 21 5289 5030  
[ben.koesmoeljana@id.ey.com](mailto:ben.koesmoeljana@id.ey.com)

Iman Santoso  
Tel: +62 215289 5250  
[iman.santoso@id.ey.com](mailto:iman.santoso@id.ey.com)

Peter Ng  
Tel: +62 21 5289 5228  
[peter.ng@id.ey.com](mailto:peter.ng@id.ey.com)

Sandra Bowman  
Tel: +62 21 5289 5029  
[sandra.bowman@id.ey.com](mailto:sandra.bowman@id.ey.com)

Dodi Suryadarma  
Tel: +62 21 5289 5236  
[dodi.suryadarma@id.ey.com](mailto:dodi.suryadarma@id.ey.com)

Yudie Paimanta  
Tel: +62 21 5289 5585  
[yudie.paimanta@id.ey.com](mailto:yudie.paimanta@id.ey.com)

Lam Prasetya Halim  
Tel: +62 21 5289 5591  
[prasetya.h.lam@id.ey.com](mailto:prasetya.h.lam@id.ey.com)

Rachmanto Surahmat  
Tel: +62 21 5289 5587  
[rachmanto.surahmat@id.ey.com](mailto:rachmanto.surahmat@id.ey.com)

Santoso Goentoro  
Tel: +62 21 5289 5584  
[santoso.goentoro@id.ey.com](mailto:santoso.goentoro@id.ey.com)

Elly Djoenaidi  
Tel: +62 21 5289 5590  
[elly.djoenaidi@id.ey.com](mailto:elly.djoenaidi@id.ey.com)

Henry Tambingon  
Tel: +62 21 5289 5003  
[henry.tambingon@id.ey.com](mailto:henry.tambingon@id.ey.com)

Nathanael Albert  
Tel: +62 21 5289 5265  
[nathanael.albert@id.ey.com](mailto:nathanael.albert@id.ey.com)

Kartina Indriyani  
Tel: +62 21 5289 5240  
[kartina.indriyani@id.ey.com](mailto:kartina.indriyani@id.ey.com)

Bambang Suprijanto  
Tel: +62 31 532 5577  
[bambang.suprijanto@id.ey.com](mailto:bambang.suprijanto@id.ey.com)

日系担当 (JBS)  
Sachiko Hamada (濱田幸子)  
Tel: +62 21 5289 5015  
[sachiko.hamada@id.ey.com](mailto:sachiko.hamada@id.ey.com)

## 事務所

### ジャカルタ事務所

Jakarta Stock Exchange Building  
Tower 1, 14th Floor  
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53  
Jakarta 12190  
Tel: +62 21 5289 5000

### スラバヤ事務所

Plaza BRI, 9th Floor  
Jl. Basuki Rahmat 122  
Surabaya 60271  
Tel: +62 31 535 0409  
Fax: +62 31 532 7700